

令和 8 年度医療機器開発クロスイノベーション促進事業に関する業務  
公募型プロポーザル方式実施公示

公募型プロポーザル方式により契約の相手方を選定するため、次のとおり企画提案書を公募します。

令和 8 年 6 月 16 日

公益財団法人長野県産業振興機構 理事長 山浦 愛幸

1 業務の概要

(1) 業務名

令和 8 年度医療機器開発クロスイノベーション促進事業に関する業務

(2) 業務の目的

「長野県医療機器産業振興ビジョン」（平成 31 年 3 月策定）に基づき、医療機器開発のエコシステム形成の基盤づくりとして医療機器の開発プレーヤーが集う仕組みづくりを促進するため、開発ニーズを有する国内外の研究機関の研究者やスタートアップ等と県内ものづくり企業とをマッチングし、新たな価値を創造する医療機器開発プロジェクトを創出することを目的とします。

(3) 業務内容

医療機器産業に携わる国内外の研究機関の研究者やスタートアップ等が研究開発シーズを社会実装するため、開発プレーヤーと県内ものづくり企業をマッチングし、新たな価値を創造する医療機器開発プロジェクトの組成及び共同研究開発を支援する業務を行います。

(4) 仕様等

別添仕様書（案）のとおり

(5) 企画提案を求める具体的内容の項目

ア 業務の内容及び実施方法

(ア) 国内外の研究機関の研究者やスタートアップ等のものづくりニーズを収集し、県内ものづくり企業とマッチングの実施

(イ) マッチング成立した国内外の研究機関の研究者やスタートアップ等と県内ものづくり企業の開発体制や共同研究開発プロジェクトの組成及び伴走支援

(ウ) 医工連携技術展示商談会及びミニセミナーの実施

イ 実施体制

ウ スケジュール

エ その他

別添仕様書（案）以外であっても目的達成のために効果的と考えられる業務内容の提案

(6) 業務の実施場所

長野県内を含む国内とする。

(7) 履行期間又は履行期限 契約締結日から令和 9 年 2 月 28 日まで

(8) 費用の上限額 3,000,000 円（消費税額及び地方消費税の額を含む。）

2 応募資格要件

公募型プロポーザル方式に応募する者は、次の各号に掲げる要件を満たさなければなりません。これらの要件を満たさない者が行った企画提案書の提出から契約の締結までの手続は無効とします。

(1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項又は長野県財務規則第 120 条第 1 項の規定により入札に参加することができない者でないこと。

- (2) 長野県において、物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成 23 年 3 月 25 日付け 22 管第 285 号）に基づく入札参加停止の措置を受けていないこと。
- (3) 長野県建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成 23 年 3 月 18 日付け 22 建政技第 337 号）に基づく入札参加停止の措置を受けていないこと。
- (4) 長野県暴力団排除条例（平成 23 年長野県条例第 21 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は同条例第 6 条第 1 項に規定する暴力団関係者でないこと。
- (5) 法人にあつては長野県税、消費税及び地方消費税、個人にあつては長野県税、消費税、地方消費税及び個人住民税（個人の市町村民税・長野県民税）を完納していること。
- (6) 労働保険、厚生年金保険及び健康保険に加入する義務がある者にあつては、これらに加入していること。
- (7) 国内に本店、支店又は営業所を有すること。
- (8) 過去 3 年以内に、同種又は類似の業務の実績を有すること。
- (9) 機構との協議、県内企業の支援等のために、必要に応じて現地訪問できる者であること。

### 3 参加申込書の作成・提出

公募型プロポーザル方式に応募する者は、次に掲げる事項に留意の上、参加申込書を提出するものとします。提出期限（(5) ①）までに参加申込書を提出しない場合は、企画提案書を提出することができません。

#### (1) 参加申込書の作成様式

様式第 1 号による。

#### (2) 参加要件具備説明書類のとりまとめ様式

様式第 1 号の附表 1 及び附表 2 による。

#### (3) 参加申込書記載上の留意事項

同種又は類似の実績については、概要が分かる資料のほか、これを証する契約書の写しを添付してください。

#### (4) 提出先・問い合わせ先

|           |                                  |
|-----------|----------------------------------|
| 〒380-0928 | 長野県長野市若里 1 丁目 18-1               |
|           | 長野県工業技術総合センター 3F                 |
|           | 公益財団法人長野県産業振興機構 新産業創出支援本部 次世代産業部 |
| 担当        | 櫻井、村田                            |
| 電話        | 026-217-1634                     |
| FAX       | 026-226-8838                     |
| メール       | med@nice-o.or.jp                 |

#### (5) 参加申込書の提出期限並びに提出先及び方法

##### ① 提出期限 令和 8 年 6 月 26 日（金）正午まで。

（土曜日、日曜日及び休日\*は除く。提出時間は午前 9 時から午後 5 時まで。）

\*長野県の休日を定める条例（平成元年長野県条例第 5 号）第 1 条に規定する県の休日をいう。  
以下同じ。

##### ② 提出先 3（4）に同じ。

##### ③ 提出方法 郵送又はメールとします。

ただし、郵送の場合は提出期限までに機構に到達したものに限り、メールによる場合は、提出期限までに提出先のメールアドレスで受信できたものに限り、必ず、到達しているか

電話で3（4）の担当者に確認してください。

（6）応募資格要件の審査

応募資格については、参加申込書及び資格要件具備説明書類に基づき審査します。

（7）非該当理由に関する事項

① 参加申込書を提出した者のうち、応募資格要件に該当しなかった者に対しては、該当とならなかった旨及びその理由（非該当理由）を企画提案書の提出期限（5（5）①）の3日前までに、書面により機構理事長から通知します。

② 上記①の通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して10日（土曜日、日曜日及び休日は除く。）以内に、書面（任意様式）により機構理事長に対して非該当理由について説明を求めることができます。

③ 非該当理由についての説明を求められたときは、書面を受理した日の翌日から起算して10日（土曜日、日曜日及び休日は除く。）以内に書面により回答します。

④ 非該当理由の説明請求の受付

ア 受付場所 3（4）に同じ。

イ 受付時間 上記②の期間中、午前9時から午後5時まで。（土曜日、日曜日及び休日は除く。）

（8）その他の留意事項

① 応募資格要件の非該当者以外の者への通知は行いません。

② 参加申込書提出後に辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出してください。

4 不明な点がある場合の質問の受付場所、受付期間、受付方法及びその回答方法

（1）受付場所 3（4）に同じ。

（2）受付期限 令和8年6月25日（木）

（土曜日、日曜日及び休日は除く。受付時間は午前9時から午後5時まで。）

（3）受付方法 業務等質問書（様式第2号）をFAX又はメール等により提出するものとします。

（4）回答方法 令和8年6月29日（月）までに参加申込者全員に対し、原則としてメールにより回答します。

5 企画提案書の作成・提出

（1）企画提案書の作成様式

様式第3号による。

（2）企画書の作成様式

様式第3号の附表1による。

（3）概算見積書の作成様式

様式第3号の附表2による。

（4）会社概要又は会社概要のわかるパンフレット（企業の場合のみ：写し可）

他の企業と共同で事業を実施する場合はその企業のものについても提出してください。

（5）企画提案書の提出期限並びに提出先及び方法

① 提出期限 令和8年7月2日（木）（土曜日、日曜日及び休日は除く。提出時間は午前9時から午後5時まで。ただし最終日は正午まで）

② 提出先 3（4）に同じ。

③ 提出部数 1部

④ 提出方法 郵送又はメールとします。

ただし、郵送の場合は提出期限までに機構に到達したものに限り、メールによる場合は、提出期限までに提出先のメールアドレスで受信できたものに限り、必ず、到達しているか電話で3（4）の担当者に確認してください。

#### （6）企画提案の選定基準

企画提案は、次の基準に基づいて選定されます。

| 審査項目             | 審査内容（要求内容）  | 配点  |
|------------------|---|-----|
| 1 業務の内容          | ・医療機器産業に携わる国内外の研究機関の研究者やスタートアップ等と県内企業のマッチングや共同研究開発プロジェクトの組成及び伴走支援に必要な知見（知識）を有していること。                  | 30  |
| 2 実施体制           | ・本事業を遂行できる体制を有していること。   | 20  |
| 3 履行の確実性         | ・本業務と類似するマッチングや共同研究開発プロジェクトの組成及び伴走支援の経験と実績を有していること。<br>・適切かつ効果的に遂行できるスケジュールであり、全ての業務内容を履行期間内に完了できること。 | 30  |
| 4 経費の妥当性         | ・見積内容や積算根拠が適切であること。   | 10  |
| 5 その他目的の達成に資する事項 | ・その他、本業務を効果的に遂行し、目的を達成できる提案となっていること。  | 10  |
| 合 計              |   | 100 |

#### （7）企画提案の選定の方法

- ① 企画提案の配点の合計点について最高点となった者を選定します。ただし、最高点となった者の評価点が100点満点中60点未満の場合は選定しません。
- ② 企画提案書の選定に当たっては、プロポーザル審査委員会を開催し、提出書類及びプレゼンテーションにより審査を行いますので、出席してください。
- ③ プレゼンテーションの実施日時及び場所  
令和8年7月7日（火）午後（Zoomによるオンライン開催。プレゼンテーション開始時間等の詳細な時間は別途お知らせします。）

#### （8）選定者、非選定者への通知及び公表に関する事項

- ① 企画提案書を提出した者のうち企画提案が選定され、見積業者に選定された者に対して、その旨を見積業者選定通知書（様式第4号）により通知します。
- ② 上記①以外の者に対して、選定されなかった旨及び選定しなかった理由（以下「非選定理由」という。）を見積業者非選定通知書（様式第5号）により通知します。
- ③ 見積業者を選定したときは、遅滞なく、見積業者選定経過書（様式第6号）及びプロポーザル審査委員会評価書（様式第7号）を機構ホームページに掲載するとともに、機構において閲覧に供します。

#### （9）非選定理由に関する事項

- ① （8）②の見積業者非選定通知書を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して10日（土曜日、日曜日及び休日は除く。）以内に、書面（任意様式）により機構理事長に対して非選定理由について説明を求められます。
- ② 非選定理由についての説明を求められたときは、書面を受理した日の翌日から起算して10日以内（土曜日、日曜日及び休日は除く。）に書面により回答します。
- ③ 非選定理由の説明請求の受付

ア 受付場所 3（4）に同じ。

イ 受付時間 上記①の期間中、午前9時から午後5時まで。（土曜日、日曜日及び休日は除く。）

(10) その他の留意事項

- ① 企画提案書を複数提出することはできません。
- ② 提出された企画提案書の内容は、変更することができません。
- ③ 提出された企画提案書は、返却しません。
- ④ 企画提案書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。
- ⑤ 提出された企画提案書は、企画提案書の選定以外には提出者に無断で使用しません。
- ⑥ 参加申込書及び企画提案書に虚偽の記載をした者並びにプレゼンテーションにおいて虚偽の説明をした者は、失格とするとともに、虚偽の記載又は説明をした者に対して入札参加停止を行うことがあります。

6 契約書案

別添委託契約書（案）のとおり

7 見積書の提出

- (1) 見積書の提出の依頼の通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して3日以内（3日目が土曜日、日曜日及び休日の場合は、休日明けまで）に、見積書を機構理事長に対して提出するものとします。
- (2) 見積書が、(1)の期限までに到達しないときは、当該見積は無効とします。
- (3) 見積書の提出の依頼の通知を受けた者が見積を辞退しようとするときは、理由を示した辞退届（任意様式）を提出してください。
- (4) 見積を辞退した者は、これを理由として、以降の公募型プロポーザル方式等への参加について不利益な扱いを受けることはありません。

8 契約経過の公表

契約を締結した場合は、遅滞なく、契約業務名、履行場所、業務概要等の契約情報について、機構ホームページに掲載するとともに、機構において閲覧に供します。

9 その他

- (1) 契約書作成の要否  
必要とします。
- (2) 関連情報を入手するための窓口  
3（4）に同じ。
- (3) 必要に応じて参加申込に関する照会を行う場合があります。
- (4) 企画提案書の補足資料がある場合には、プレゼンテーション時に提示することができます。